

## 光市まちづくり市民協議会設置要綱

### (設置)

第 1 条 「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、光市まちづくり市民協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
- (2) 光市総合計画の策定及び新市建設計画の進捗に関し、協議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める議題について協議すること。

### (委員)

第 3 条 協議会は、50 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各界の有識者
- (2) 市民活動の実践者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年を超えない範囲で市長が別に定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、市長の求めにより会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会議は、公開するものとする。

### (専門部会)

第 7 条 協議会は、特定の事項を協議するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、政策企画部企画情報課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 号及び第 3 号の規定により協議等を行うときは、当該議題を所掌する部署が会議の運営を行う。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。